

# 特別養護老人ホーム第二長寿園利用料金表(従来型多床室)

R6.8.1

## 第4段階(負担段階区分の詳細については裏面参照)

介護度	基本額①	各種加算(1日単位)②	所定単位(③=①+②)	各種加算(1月単位)④	所定単位数計(⑤=③×30日+④)	処遇改善加算(Ⅰ)⑥=(⑤×14%)	食費(1日)⑦	居住費(1日)⑧	月負担額計⑨=⑤+⑥+(⑦+⑧×30日分)
要介護1	589	68	657	70	19,780	2,769	1,500	900	94,549
要介護2	659	68	727	70	21,880	3,063	1,500	900	96,943
要介護3	732	68	800	70	24,070	3,370	1,500	900	99,440
要介護4	802	68	870	70	26,170	3,664	1,500	900	101,834
要介護5	871	68	939	70	28,240	3,954	1,500	900	104,194

※ 1か月の所定単位数に介護職員等処遇改善加算14.0%が加算されます。

※各種加算②(1日)・・・日常生活継続支援 36単位、看護体制Ⅰ 4単位、夜間職員配置Ⅲ 16単位、個別機能訓練(Ⅰ) 12単位

## 第3段階②(負担段階区分の詳細については裏面参照)

介護度	基本額①	各種加算(1日単位)②	所定単位(③=①+②)	各種加算(1月単位)④	所定単位数計(⑤=③×30日+④)	処遇改善加算(Ⅰ)⑥=(⑤×14%)	食費(1日)⑦	居住費(1日)⑧	月負担額計⑨=⑤+⑥+(⑦+⑧×30日分)
要介護1	589	68	657	70	19,780	2,769	1,360	430	76,249
要介護2	659	68	727	70	21,880	3,063	1,360	430	78,643
要介護3	732	68	800	70	24,070	3,370	1,360	430	81,140
要介護4	802	68	870	70	26,170	3,664	1,360	430	83,534
要介護5	871	68	939	70	28,240	3,954	1,360	430	85,894

※ 1か月の所定単位数に介護職員等処遇改善加算14.0%が加算されます。

※各種加算②(1日)・・・日常生活継続支援 36単位、看護体制Ⅰ 4単位、夜間職員配置Ⅲ 16単位、個別機能訓練(Ⅰ) 12単位

## 第3段階①(負担段階区分の詳細については裏面参照)

介護度	基本額①	各種加算(1日単位)②	所定単位(③=①+②)	各種加算(1月単位)④	所定単位数計(⑤=③×30日+④)	処遇改善加算(Ⅰ)⑥=(⑤×14%)	食費(1日)⑦	居住費(1日)⑧	月負担額計⑨=⑤+⑥+(⑦+⑧×30日分)
要介護1	589	68	657	70	19,780	2,769	650	430	54,949
要介護2	659	68	727	70	21,880	3,063	650	430	57,343
要介護3	732	68	800	70	24,070	3,370	650	430	59,840
要介護4	802	68	870	70	26,170	3,664	650	430	62,234
要介護5	871	68	939	70	28,240	3,954	650	430	64,594

※ 1か月の所定単位数に介護職員等処遇改善加算14.0%が加算されます。

※各種加算②(1日)・・・日常生活継続支援 36単位、看護体制Ⅰ 4単位、夜間職員配置Ⅲ 16単位、個別機能訓練(Ⅰ) 12単位

## 第2段階(負担段階区分の詳細については裏面参照)

介護度	基本額①	各種加算(1日単位)②	所定単位(③=①+②)	各種加算(1月単位)④	所定単位数計(⑤=③×30日+④)	処遇改善加算(Ⅰ)⑥=(⑤×14%)	食費(1日)⑦	居住費(1日)⑧	月負担額計⑨=⑤+⑥+(⑦+⑧×30日分)
要介護1	589	68	657	70	19,780	2,769	390	430	47,149
要介護2	659	68	727	70	21,880	3,063	390	430	49,543
要介護3	732	68	800	70	24,070	3,370	390	430	52,040
要介護4	802	68	870	70	26,170	3,664	390	430	54,434
要介護5	871	68	939	70	28,240	3,954	390	430	56,794

※ 1か月の所定単位数に介護職員等処遇改善加算14.0%が加算されます。

※各種加算②(1日)・・・日常生活継続支援 36単位、看護体制Ⅰ 4単位、夜間職員配置Ⅲ 16単位、個別機能訓練(Ⅰ) 12単位

## 第1段階(負担段階区分の詳細については裏面参照)

介護度	基本額①	各種加算(1日単位)②	所定単位(③=①+②)	各種加算(1月単位)④	所定単位数計(⑤=③×30日+④)	処遇改善加算(Ⅰ)⑥=(⑤×14%)	食費(1日)⑦	居住費(1日)⑧	月負担額計⑨=⑤+⑥+(⑦+⑧×30日分)
要介護1	589	68	657	70	19,780	2,769	300	0	31,549
要介護2	659	68	727	70	21,880	3,063	300	0	33,943
要介護3	732	68	800	70	24,070	3,370	300	0	36,440
要介護4	802	68	870	70	26,170	3,664	300	0	38,834
要介護5	871	68	939	70	28,240	3,954	300	0	41,194

※ 1か月の所定単位数に介護職員等処遇改善加算14.0%が加算されます。

※各種加算②(1日)・・・日常生活継続支援 36単位、看護体制Ⅰ 4単位、夜間職員配置Ⅲ 16単位、個別機能訓練(Ⅰ) 12単位

## 介護保険負担減額認定証について

介護保険施設サービス又はショートステイを利用する場合、所得や資産の状況に応じて、食事・部屋代が負担減額される制度があります。この制度の適用を受けるためには、市・町へ申請が必要です。

以下の内容を確認いただき、対象となる場合、申請してください。

申請し、認定を受けると「介護保険負担減額認定証」が交付されます。

### 1. 対象となる方「現在、介護保険施設に入居している方、又はショートステイを利用している方で以下の要件①②とも満たしている方」

要件① 所得 第1段階：前年度の住民税が非課税世帯。配偶者（事実婚含む。）が別世帯の場合は、別世帯の配偶者の前年度の住民税も非課税の方。

要件② 資産 第2段階：預貯金学等が単身で650万円以下、夫婦で1,650万円以下である方。  
第3段階①：預貯金学等が単身で550万円以下、夫婦で1,550万円以下である方。  
第3段階②：預貯金学等が単身で500万円以下、夫婦で1,500万円以下である方。

※食費・部屋代が負担軽減されるのは介護保険施設又は短期入所生活介護事業所のショートステイのみです。小規模多機能型居宅介護事業所のショートや、有料老人ホーム、グループホームはこの制度の対象外です。

### 2. 軽減の対象者

利用者負担段階区分	対象者
第4段階	・住民税課税世帯の方 ・別世帯の配偶者が課税対象の方 ・資産が基準を超える方 本人単身で500万円を超える、配偶者（事実婚含む）と合わせて1,500万円を超える方
第3段階②	・世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額と非課税年金収入額の合計が120万円を超える方
第3段階①	・世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額と非課税年金収入額の合計が80万円超120万円以下の方
第2段階	・世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入と合計所得金額と非課税年金収入額の合計が80万円以下の方
第1段階	・高齢福祉年金受給者で、世帯全員が住民税非課税の方 ・生活保護を受給されている方

※非課税年金とは、遺族年金及び障害年金のことです。恩給は含みません。